

就学支援金は全家庭が意向登録をする必要があります。

オンライン申請期間：令和8年4月24日(金)まで

※日本国籍以外の生徒は、紙の申請書での申請手続きとなります。該当する場合は、事務室にご連絡ください。

就学支援金の申請について

1. 令和8年度の就学支援金について

令和8年度における就学支援金は、保護者等の所得制限が撤廃されるとともに、新たに国籍・在留資格要件が導入されました。主な改正点は下表のとおりです。

今回の申請で支給される就学支援金は、令和8年4月から令和9年3月分の授業料です。令和9年4月分以降の手続きは改めてご案内します。

	令和7年度	令和8年度
受給資格	保護者等の所得制限あり	保護者等の所得制限撤廃 生徒の国籍・在留資格要件の導入
申請時期	新入生：4月と7月の年2回 在校生：7月の年1回	新入生・在校生ともに 4月の年1回
申請方法	高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-shien)を利用したオンライン申請	日本国籍の生徒についてはオンライン申請。日本国籍以外の生徒については紙申請。

2. 就学支援金の申請について 締め切り：4月24日(金)まで

就学支援金は、本来納めるべき授業料を国が負担する制度です（返還の必要はありません）。

就学支援金を申請し、認定されますと、県立学校授業料の納入の必要はありません。

就学支援金は全家庭が意向登録・認定申請をする必要があります。必ず手続きをしてください。

詳細は、「高等学校等就学支援金 申請のしおり」のP.4～8をご覧ください。

3. その他

今回配付するログインID通知書は重要書類ですので、卒業まで捨てずに大切に保管してください。

また、不明点や相談したいことがありましたら、下記担当までご連絡ください。